

情報通信政策部会（第 38 回）情報通信審議会 総会（第 26 回）

議事録（抜粋）

情報通信政策部会（第38回）議事録（抜粋）

1 開催日時及び場所

日時：平成23年7月21日(木)15時30分～17時45分

場所：第一特別会議室（総務省8階）

2 出席者

(1) 出席した委員（敬称略）

須藤 修（部会長）、浅沼 弘一、荒川 薫、井野 勢津子、清田 瞭、清原 慶子、近藤 則子、
 鳶 信彦、鈴木 陽一、高橋 伸子、野間 省伸、三尾 美枝子

(2) 出席した臨時委員（敬称略）

村井 純、安田 浩（以上2名）

(3) 出席した関係職員

小笠原 倫明（総務審議官） 山川 鉄郎（総務審議官）

（情報通信国際戦略局）

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、久保田 誠之（官房総括審議官）、
 横田 俊之（情報通信国際戦略局次長）、岡崎 俊一（情報通信政策総合研究官）、
 山田 真貴子（情報通信国際戦略局参事官）、渡辺 克也（情報通信政策課長）、
 岡野 直樹（技術政策課長）、布施田 英生（通信規格課長）

（情報流通行政局）

田中 栄一（情報流通行政局長）、佐藤 文俊（政策統括官）、稲田 修一（官房審議官）、
 阪本 泰男（官房審議官）、黒瀬 泰平（情報流通振興課長）、吉田 博史（地上放送課長）、
 竹村 晃一（情報通信作品振興課長）

（事務局）

白川 政憲（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室）

3 議事

(1) 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方(平成21年8月26日諮問第16号)」答申(案)について

○須藤部会長：それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は報告事項が4件ございます。まず初めに、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」の答申(案)について、審議いたします。

本件は、去る6月6日に開催されました当部会において、村井臨時委員より東日本大震災の経験を踏まえて、震災前までに取りまとめられました答申(案)に、追加あるいは修正を加える必要があるのではないかというご提案をいただいたものです。それでは、検討していただきました修正(案)につきまして、村井臨時委員よりご報告をいただきたいと思います。なお、本日は、前回と同様に審議する案件が非常に多うございますので、申しわけありませんけれども、ご説明

は5分程度でお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○村井臨時委員 はい。今ご紹介いただきました、村井です。この検討委員会の主査を務めておりました。今ご説明がありましたように、本答申（案）は、6月6日にこの情報通信政策部会においてパブリックコメントからの修正及び東日本大震災の経験を踏まえた上での観点を加味して精査をするということでお認めいただいた修正内容になっておりますので、内容そのものは資料をごらんください。

震災の影響を踏まえた修正部分につきまして、資料の19ページをご覧くださいますと、今回、私どもは大変大きな経験をしたわけですが、標準化に関して2点、問題共有を致しました。これは被災地域でのケーブルや携帯電話の基地局、通信設備の被害、こういったことが既存の通信ネットワークにおけるいろいろな障害として経験しておりますので、そのことに関しての記述を入れたということです。

そして2点目は、原発の事故を受け、計画停電での電力供給、あるいはそういった電力使用制限に関する情報の流通やそれに対するアクション等、電力供給不足への対応というのが求められております。このいずれもがICT分野からの貢献というのが期待される分野であり、そのことの記述を加えたのがこの2点目です。この2点についての検討を行いつつ、前にご説明いたしました標準化の重点分野、その推進体制、あるいは官民の関係の中での国の役割、こうしたことを考えていくことが論点として取りまとめに使われたわけです。

我が国の課題の第1点目としては、今後、長期にわたって震災地あるいは被災地の復興といったことに焦点が当てられる中で、政府がICT分野の標準化をどう推進していくのかということについて、より一層国民生活や企業活動に対してどういう具体的な意義があるのか、こういったことの考え方をより一層明確にするべきだというのが1点目でございます。

それから第2点目は、標準化政策に活用していくリソースが限られてきた中で、それでもこの標準化政策をどうやって進めるのかということに関しましては、国民が問題意識を共有した通信ネットワークインフラの限界であったり障害であったり、電力供給不足への対応、こういうような顕在化した課題に対応可能な分野への優先的な資源配分取組というのが必要であるということであり、今般取りまとめられた分野についても、さらに、どのような技術分野に重点的に取り組んでいくか考え方を整理する、こういうことで記載をいたしました。

また、パブリックコメントを行いました、そのコメントに基づいて一部修正をしております。4月下旬までにパブリックコメントを終えまして、修正箇所については、まず3ページの標準の考え方でございます。デジュール標準・フォーラム／団体標準、デファクト標準というふうに書いてありますけれども、ここでITUのプロセス、IEEE規格プロセスという例等がございますが、このあたりの表現についてパブリックコメントでより正確な表現をという指摘がございましたので、これを修正しました。そういう意味では、パブリックコメントプロセスを経てより正しい表現になったということです。さらに16ページを見ていただきますと、オープン標準の定義というのがあります。これもパブリックコメントにてご指摘をいただき、オープンな標準、それからデジュールとデジュールでない標準、そのあたりの体制を明確にするということ、それぞれに該当する組織あるいはそれに関連する組織の方からパブリックコメントを介して、より正しい、或いは新しい定義についてのご指摘をいただきましたので、それを反映いたしました。以上が前回からの差分ということでございまして、これが第16号の答申に関する案でございます。よろしくをお願いいたします。

○須藤部会長：どうもありがとうございました。それでは、ただいま村井臨時委員からご説明がありました答申（案）につきまして、皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。いかがでしょうか。村井委員からご説明がありましたように、パブコメで一部訂正させていただいております。I E E Eはフォーラムではありませんので、フォーラム／団体標準というふうに明記させていただいたということになっております。

○村井臨時委員：そうですね。議論としては、そういった包括的な意味でデジュールではない標準というのを幾つかに分類して議論していましたが、それをより明確に表現させていただいた。これが3ページのあたりにあると思いますが、ご指摘の表現の方がよかったと思いますので、パブリックコメントを出していただいた方に感謝したいと思います。

○須藤部会長：いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

○須藤部会長：どうもありがとうございます。それでは、ただいまご報告いただきました答申（案）につきましては、当委員会として了承したいと存じます。よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

○須藤部会長：はい。どうもありがとうございます。異議がございませんでしたので、本件につきましては、来週25日月曜日に開催が予定されております情報通信審議会総会におきまして、私のほうから答申（案）として提出させていただきます。よろしく願いいたします。

(2) 「情報通信分野における標準化政策の在り方（平成23年2月10日諮問第18号）」 について

○須藤部会長：続きまして、諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」につきまして、審議いただきたいと思っております。情報通信分野における標準化政策検討委員会の主査代理でいらっしゃいます鈴木委員からご報告をいただきたいと思っております。こちらのご説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 報通信分野における標準化政策検討委員会の主査代理を務めております、鈴木陽一でございます。本日は、徳田主査の代理として本委員会の第1次とりまとめ案につきましてご報告申し上げます。まず、資料38-2-1の1ページをごらんください。表紙の裏ということになります。

初めに、諮問の概要について簡単にご説明申し上げます。本件は、先ほど村井臨時委員からご説明がございました、「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する在り方（平成23年諮問第16号）」の答申（案）における今後に向けた提言を踏まえまして、審議を開始したものでございます。現在、諸外国におきまして標準化に関する施策が論じられておりまして、我が国といたしましても、消費者・利用者の利便性向上、産業の国際競争力の強化等の実現に向けて、中長期的な研究開発戦略等を視野に入れながら、戦略的に標準化政策を推進することが喫緊の課題となっております。そのため、ICT分野の技術環境の変化、あるいは標準政策の場の変化など、標準化活動を取り巻く環境変化に対応するという観点から、情報通信分野における総合的な標準化政策の在り方について総務大臣から諮問されたものでございます。具体的には、まず1つは、中長期的な研究開発戦略、諸外国の政策等を踏まえた標準化の重点分野の在り方。それからもう1つは、デジュール標準、フォーラム標準、団体標準、こういったものを含めまして、標準化を促進する際の官民の役割分担の在り方、この2点について答申を求められたものでございます。

なお、審議に当たりましては、先ほど村井主査からご説明のありました点、東日本大震災の被災地復興、電力供給力不足への対応等が我が国の喫緊の課題となっていることなど、震災後の我が国の経済社会の置かれた状況を踏まえて審議を行ってまいりました。それでは、2ページをごらんください。基本的な考え方について記したものでございます。本委員会は今年の2月10日にこの部会で設置されまして、2月25日から情報通信分野における標準化政策の在り方についての検討に着手しました。しかしながら、本年3月11日の東日本大震災の後、我が国の社会経済状況に大きな変化がございました。これを踏まえまして、現在の状況において本件の検討課題を審議するに当たりまして、どのような基本的な考え方にとってこのICT分野の標準化政策の検討を進めていくべきかについて、まず検討したものでございます。その結果、2ページの①、②にあります2点が基本的な考え方ということで抽出されました。1つめは、①グローバルに見れば、震災の前後で情報通信分野の重要性というものに変化はございません。したがって、産・学のプレーヤーがみずからの努力で技術開発や標準化に取り組むことが重要でございまして、その基本的な方針となる我が国としての標準化政策の策定・明確化、これは求められております。

他方、②国の厳しい財政状況を考えますと、政府が予算等の資源を用いまして行うみずからの活動、あるいは民への支援、これに関しましてはより厳しい説明責任が求められていくということになります。これを基本的な考え方といたしまして、1つ目には、フォーラム標準、デジャー

ル標準を含めた当面の標準化活動への対応、そして2つ目には中長期的な標準化政策の在り方について、現状の整理、国の具体的な役割、国が関与していくべき重要分野等を整理することといたしました。

それでは、当面の標準化活動の対応についてでございますが、3ページをごらんください。当面の標準化活動につきましては、先ほど村井主査からご説明のありました資料38-1-1「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方（平成21年諮問）第16号においても5分野などが提案されております。現段階では、3ページの右下にございますように、各分野の検討体制を構成するプレイヤーが標準化活動を継続しております。当初の目標から見れば、進捗状況はさまざまではございますけれど、いずれも一定の進捗が見られるという状況になっております。

このようなことから考えますと、現段階において、この後にご報告申し上げます「国による支援」は不要と判断できる分野はないのではないかと考えられます。ただし、消費者への効果という視点から、今後、活動の重点を絞っていくべきではないかとの指摘を受けた分野もありまして、当該分野の検討体制の中で、こうした指摘を踏まえた検討が必要であるというのが委員会の議論でございました。それでは次に、当面の標準化活動の今後の方向性についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。この中の①にありますとおり、基本的には現在の枠組みの中で引き続き民主導で標準化が推進されることを期待します。したがって、②にありますように、国としては産・学・官の関係者が標準化活動の戦略を共有するための場の設置への支援、あるいは関連する会合の日本誘致へ向けた環境整備といった後方支援を行う必要があるというように整理をいたしました。

ただし、国が今申し上げましたような支援を行っていく場合には、社会経済の厳しい現状にかんがみまして、ここの③に記してありますように、震災後の国民あるいは企業のニーズ・関心等に十分配慮することが必要であるというふうに考えます。以上のようなことを考慮いたしまして、④に示しましたように、「スマートグリッド」「デジタルサイネージ」「次世代ブラウザ」について重点的に進めていくことが必要であるというふうにまとめさせていただいたものでございます。また、本委員会といたしましては、国の取り組みの妥当性については以前にも増して厳しい説明責任を果たしていく必要があるということから、不断の検証を行い、必要に応じて標準化活動の方向性の適否等について提言を行っていく所存でございます。

次に、中長期的な標準化戦略、その現状につきまして5ページ目にまとめてございますので、どうぞ5ページをごらんください。重要な社会基盤でございますネットワークインフラストラクチャーの相互接続や高速化・大容量化・安心・安全の実現を目指して、デジュール標準化機関を中心にこれまでも活発な議論がありました。現在、これに加えて、同じハードウェア上で異なるサービスを共存させることができるネットワークの実現、あるいは、膨大な数の機器が人の操作を経ずに自律的に相互に通信を行うM2M、マシン・ツー・マシン通信のネットワーク上の実現といったイノベーションにかかわる議論が大変活発になっております。本委員会におきましては、議論の素材といたしまして、5ページの下にお示ししてあります5つのテーマについて検討いたしました。今申し上げました新たなイノベーションという観点を中心に、諸外国の企業間で標準の主導権をめぐる厳しい議論が始まっております。このような現状認識を踏まえまして、今後の方向性についてでございます。「中長期的な標準化戦略—今後の方向性」というタイトルになっております6ページをごらんください。中長期的な視点から見た国の役割でございますけれども、まず、社会基盤であるネットワークインフラストラクチャーのイノベーションを維持・

加速して、利用者の恒常的な利便性の向上と産業の振興を図ることは国の責務でございます。したがって、次の2点が必要であるというふうにまとめさせていただいたものでございます。

1つは、各国政府等が主体であるいわゆるデジュール標準化機関。このデジュール標準化機関等におきましては、みずから主体的に議論に国が参加するとともに、国内企業等が基本認識を共有して、その下に標準化活動を行う環境を整備するというも行います。ただし、国が関与する場合には効率的、効果的に標準化活動を実施することが必要であると考えます。

第2点は、関連するデジュール標準化機関等の検討の場における状況を注視しまして、これを我が国の企業をはじめとした標準化に取り組む関係者に情報提供を行う、あるいはそういった関係者と情報共有等を行う。そういった活動の支援をすることでございます。これらが必要であるという2つの点でございます。ただし、当面の標準化活動と同様でございますが、我が国の社会経済の厳しい現状にかんがみますと、国が今申し上げましたような支援を行っていく場合には、震災後の国民・企業のニーズ、関心等に十分配慮することが必要であるということでございます。

このようなことを背景といたしまして、具体的な分野といたしましては、素材として挙げられておりました5つの分野のうち、「新世代ネットワーク」、そして「次世代ワイヤレスネットワーク」について重点的に進めていくことが必要であると委員会では整理をしたものでございます。また本委員会といたしましては、この妥当性につきましてはいっそう厳しく求められる説明責任があるということ認識しております、不断の検証を行うということが重要であります。そこで、必要に応じて国による施策の方向性等の修正に関する提言を行っていくことにしたいと考えております。以上でございます。どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

○須藤部会長：はい。どうもありがとうございました。それでは、ただいま鈴木委員からご説明のございました「諮問第18号中間答申（案）」について、皆様からご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○清田委員：質問とか意見というほどではないんですけど、まあ、感想というか。

大震災の後、いろいろな変化が起きたというのはご指摘のとおりだと思うんですけども、日本で大震災の後、福島原発が稼働を止めて、そして原発そのものに対するいろいろな意見が衝突しているという中で、電力供給全体が不安定になっている。一方において、そう簡単に原子力発電の電力供給が復活するわけではないとしたら、使うほうを効率的にやろうということいろいろな話題が出ていて、直近でいくと、日本の民間企業10社が共同でITを利用して、HEMS（Home Energy Management System）というものに一緒に取り組みましょうということがアナウンスされたりしまして、エネルギーの効率的な利用というものをスマートグリッド、この提言書にも書いてありますけれども、に取り組んでいくと。そういったものは、逆に言うと、先進国の中で最も今、電力不足に追われている日本が最もニーズが高いわけですから、早くこれを完成させれば国際標準化は日本のやり方になるだろうと。また、パナソニックが、それと連動したような格好でスマートタウン構想というのを発表していました。民間の工場跡地を利用して家は全部太陽光発電で、その中にある公共施設も自然エネルギーとか再生可能エネルギーでつくろうと。ですから、いろいろな取り組みが出てくるだろうと。そこはこの提案書、今のご説明にもありましたように、政府はお金を使わなくても民間がそういうことをやる土俵をつくってあげるだけでもかなり進みそうだと思いますので、ぜひ官民の連携というものを強く進めていければいいんじゃないかと、大変そういった感じを持ちました。

○須藤部会長：どうもありがとうございます。非常に貴重な意見です。我々の審議会、部会のタスクではありませんけれども、政府で取り組んでいる税と社会保障の一体改革などにおいても、官民のデータ連携というのが恐らく、特に介護事業者とか医療機関、それと行政機関は必要だと思いますけれど、ここら辺が今後、重要な議論になるところでもあると思います。これは個人情報保護も絡んできますので。その意味でも、スマートグリッドをやりますと、スマートメーターをもし導入するとするならば、個人情報、各世帯の情報が出てきますので、そこら辺の取組というのは官と民の連携なくしては取り組めない課題ですので、おっしゃることは極めて重要だろうと思います。もし、鈴木委員、ご意見があればお願いします。

○鈴木委員：今の繰り返しになるかもしれませんが、官と民の密接な関係は非常に重要です。民に任せられるところは任せつつも、少なくとも情報共有、これは非常に重要であるというふうに考えます。したがって、官がやること民がやること、上手に役割分担をしながらも連携していくという視点は、この委員会でも何度も話題になったところでございます。そして、どのようなところで協力をし合っていくかということにつきましても、説明責任を果たしながら見直していく、それを折に触れてやっていくということがやはり非常に重要であるというのが、今回の委員会の中間とりまとめの一つの基本方針でございます。

なお、ちょっと補足になりますが、先ほど特に理由は申し上げず状況だけ申し上げてこの3つを抽出したとお話した「スマートグリッド」「デジタルサイネージ」「次世代ブラウザ」について若干背景を、今の委員のご発言をきっかけにお話ししたいのですが、今まさに話題になりました電力の制約、あるいは地震発生後の情報伝達、それから経済が非常に停滞する懸念があること、こういったことがこれらの選択の大きな背景になっておりまして、スマートグリッドを選び取ったのは自明と考えます。電力の最適配分、あるいは利用の最適化と。それからデジタルサイネージにつきましては、災害時にも活躍できる新しいメディアであるという幾つかの事例が出てきて、今回その有性が着目されているところでございます。

もう1つは、今申し上げましたように震災を機会に何か非常時のリアルタイム放送と通信の連携、こういったときに次世代ブラウザが重要になりますし、産業振興という意味では、今、中国、それから朝鮮半島も縦書きをほぼ捨てておりますので、日本として縦書き対応といったようなことでやはり次世代ブラウザ、これから電子ブックなどを考えましても非常に重要であろう、そういったようなことが選択の背景になっております。補足でございます。

○須藤部会長：どうもありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

○清原委員：ありがとうございます。三鷹市長の清原です。今のご質問やそれぞれのご意見を伺っておりまして、後ほどの「知識情報社会の実現に向けた情報通信政策の在り方」とも関係すると思うのですが、次のような視点を提起したいと思います。標準化の事柄について、「産・官・民」というような、「官」という言葉が国の役割を強調するということから文言として使われておりますけれども、今回の東日本大震災の対応等を考えておりますと、広域自治体である県、そして基礎自治体である市町村、その関係も重要と思われまして、私たち——私は三鷹市長でございますので、住民の皆様との関係では、私たちは自分たちを「官」と認識しておりませんし、住民の皆様、市民の皆様もどちらかといえば、表現するならば「おおやけ」と書いて「公」としています。すなわち、国の責務と民間あるいは大学・研究機関との連携をあらわすときには産・学・民、

官、それでもよろしいのかもしれないんですけども、広域自治体、基礎自治体の取組と須藤部会長がおっしゃったような情報の連携ですとかそういうことが生じてくる場合には、ひょっとしたら、今の段階から「官」という言葉ではなくおおやけ、「公」という言葉を使っておいたほうが、自治体の立場では連携しやすいかなという印象を持ちました。ただ、ほかの省でも、だいたい国の責務を重視するあまり、官という言葉を使っていらっしゃるようなので、自治体の私の立場だとそのように強く感じすぎているのかもしれませんが、責務として公共的な取り組みと、それから産業界も含む民間のさまざまな、NPOであるとかボランティア団体であるとか、そうしたところの取り組みも今後はより一層、具体的な場面では連携・協働が必須のこととなってさらに推進されていくと考えられます。そういう意味で、問題認識としては、今回お示しいただきました「在り方」の中間答申（案）の流れに反する意見は全くございませんけれども、表現あるいは連携を呼びかけるときの文言としては、「新しい公」ということを政府でも使っていらっしゃることもありますので、そうした広がりもどこかで視野に入れておいていただいたほうが現実的ではないかなという感想を持ちました。以上でございます。

○須藤部会長：どうもありがとうございます。鈴木委員、何か今の点でございますか。

○鈴木委員：ありがとうございます。今の視点、大変大事なご意見というふうに受けとめました。今回のものは中間答申ということでございまして、この後、最終答申に向けまして、今いただきました国という社会的基盤を構築する主体と、それを市民・国民に届けるといいますか、つなぎの役割を果たしていらっしゃる地方自治体——公という言葉が今ありましたけれども、その言葉を少し区別しながら、この後の委員会の議論を進めていきたいと思っております。

○清原委員：ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○須藤部会長：どうもありがとうございます。ただいま清原委員から提起していただきました課題というのは、増田元総務大臣もかなり意識されているところだろうと思っておりますけれども、精力的にいろいろ動かされて、復興については自治体がメイン、復旧については政府がメインという、その辺の線引もなさっていますけど、それらの議論もまた絡んでくるとは思います。

今後、いろいろなネットワークを使った制度革新が今政府で取り組まれていますけど、自治体の持っているデータの活用が極めて重要になる。それから、地元の介護事業者とかNPO、そこら辺の連携も重要になりますので、重要な提起だと思っております。何らかの形で、今、鈴木代理からお話がありましたように、盛り込めればと思っております。ありがとうございます。ほか、何かございますでしょうか。

○高橋委員：私は2つのワーキングのメンバーでもございましたので、意見とか質問ということではないのですが、そこで確認したことを申し上げたいと思っております。今回はこれまでの標準化の在り方の反省に立って、ユーザードリブン、国民目線ということを大切にしようという議論が非常に丁寧かつ活発に行われたというふうに認識しております。それで、重点分野をかなり大胆に絞り込んだということがございます。それともう1点ですけれども、国が多少なりとも協力する分野であれば、目標をきちんと設定するだけではなく、それとの関係で進捗状況をよくチェックして、とりわけ今回の震災等の社会経済情勢の変化があれば、その目標の変更ということも

視野に入れながら進めていく。そうしたプロセスを継続してオープンに行う、国民に対しての説明責任というものをきちんと果たしていこうということが確認されたと思っております。この、マネジメントといいますかガバナンスといいますか、PDCAをきちんと回していくということが、今、非常に重要だと思っておりますので、あえてつけ加えさせていただきました。

○須藤部会長：ありがとうございます。鈴木代理、何か。

○鈴木委員：まさにおっしゃるとおりでございます。今回の資料、今ほど説明に用いました6ページ目の中にも2つ目の青丸で、今、高橋委員からお話がありました視点がしっかりと記されてございます。

○須藤部会長：よろしく願いいたします。これも極めて重要なご意見でしたので、踏まえさせていただければと思います。ありがとうございます。ほか何かございますでしょうか。僕のほうからちょっと、念のために申し上げておきます。諮問第16号の答申（案）と18号の答申（案）の関係はどういうふうに押さえておいたらいいかというのを、責任者の方から少しお話いただきたいと思っております。記者会見のときに聞かれると困るので。

○鈴木委員：16号を踏まえまして18号があるというふうにご理解ください。16号最後の概要のページでございますけれども、震災後という視点のご議論をいただきました。38-1-1の19ページでございます。先ほど村井主査からもご説明がありましたように、今後の検討に向けてという中で、3月11日の東日本大震災、その後の原発事故、これを受けて大きな方針をお示しいただきましたので、これを踏まえて18号の検討を行うというふうに検討を行いました。

○須藤部会長：わかりました。ありがとうございます。

○村井臨時委員：シリアルにつながっていると思っていただいていたと思います。

○須藤部会長：わかりました。

○村井臨時委員：報告のタイミングがたまたまこのようにオーバーラップしたかたちになりました。

○須藤部会長：わかりました。ほか何かございますでしょうか。よろしければ、ただいまいただいたご意見は最終的な答申——現在、中間答申（案）でございますので、最終的な答申（案）を作成する過程で反映させていただきたいというふうに考えております。それを含んだ上で、この中間答申（案）につきまして当部会として了承したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

○須藤部会長：ありがとうございます。それでは、本件につきましても来週25日月曜日の総会におきまして、私のほうから中間答申（案）として提案させていただきます。

(略)

○井野委員：今、報告をいろいろお伺いしまして、私が感じたことを申し上げさせていただきます。

どの分野のご報告でも、人材の確保というところがあらゆる角度でうたわれていまして、これはグローバルもしかりですし、技術開発のところも人材の確保・育成ということは非常に大きくうたわれているんですけども、それがどうやって実現するのかというのが、どの報告書にもあまり明確に見えてこない。いろいろな形で官民の連携ということを目にするんですけども、この人材の育成というところはやはり官に主導権を握っていただかないと、民間の立場ですと、例えば22歳または24歳で入社されてきたときにはもうすでに遅いことも結構ございまして、例えば語学の問題もそうですし、技術開発のセンスとかノウハウの部分もそうです。ご存じのとおり、諸外国ではもうすでに学生時代から起業して、そういった新しいビジネスモデルをつくっているソーシャルメディア等々ございまして、そういった流れの中に対応する際に、22歳、24歳で企業に入ってもらっていて、それから企業がその人材を育てるという今のモデルでは、こういった社会に対応する人材の育成というのは、私はできないんじゃないかなと非常に強く思っています。そのためにも、国の力をお借りして、何とかそういうグローバルに通用する人材育成というところをもう一つ大きな形で、各報告書の一部ではなく、掲げていただけるといいなというふうに思っています。

(略)

○村井臨時委員：今回3月に経験したことというのは、日本のICT環境にとって様々な課題が見つかったということもそうですし、先ほど避難所で実際には紙でやっているというお話がありましたが、一方では、紙を写真で撮ってクラウドなどにアップロードするというのだけを避難所でやり、あとはボランティアがそれを読み取ってデータベース化する安否確認、こういうようなことが本当に動いてしまう国というのはなかなか日本以外にはないということもあります。

つまり、我が国が既にある基盤として考えられることと、これから課題にすることの両方が今回の震災で見えたのだと思います。先ほど、元気がないという指摘がありましたけれども、それはその通りだと思います。そういう意味では、本当にグローバルに展開するにあたって、そういう我々の新しい出発がどういうメッセージを持って世界に伝えられるかは、非常に重要なことではないかと思えます。そういうこれまでやってきたこと、そしてこれからやっていくことの中には、世界に貢献できる内容が沢山ありますので、それをきちんとした表現にするというところは、さらに重要なことかと思いました。

もう1点は人材についてです。いろいろな方が人材のことを指摘されるのですが、この具体的な解決は、どうすればいいのかと。ICT人材というのは、大学の責任もありますので、その責任は私も含めて取らなければいけません。2012年からの高校生の学習指導要領において、数学からプログラミング等が抜け、13年から新しい情報の課程が始まります。2013年というとその生徒が卒業してくるのは2016年です。これに対して様々な議論がありましたけれども、わずかな必修が保たただけで、高校で情報を学ぶというのはおそらく1年生だけで、それを技術として学ぶ方は、全体の10%程度にとどまるということがわかっています。これを解決するためには、具体的には入試に情報を入れられるかということだと思いますが、センター試験に情報は入っていません。そうすると、情報というICTをきちんと勉強する日本の環境はなく、2016年になってもないのです。こういう問題というのは、我々民間が教育の現場で頑張れることと、それから行政でやらなければならないことがあると思います。人材の課題というものはま

さに縦横の問題なので、今回の震災の経験を元に、ICTを担うという視点から言えば総務省でも、人材の課題について専門家の方からこうやって出てきた意見をどう形にするかというのは、ぜひ考えていただきたいと思います。

以上

情報通信審議会 総会（第26回）議事録（抜粋）

1 開催日時及び場所

日時 平成23年7月25日(月)15時00分～16時45分

場所 第一特別会議室（総務省8階）

2 出席した委員（敬称略）

大歳 卓麻（会長）、坂内 正夫（会長代理）、相澤 彰子、青木 節子、浅沼 弘一、荒川 薫、井手 秀樹、伊東 晋、近藤 則子、斎藤 聖美、寫 信彦、新町 敏行、鈴木 陽一、須藤 修、高橋 伸子、徳田 英幸、野間 省伸、服部 武、広崎 膨太郎、前田 香織、山内 弘隆

3 出席した関係職員

(1) 総務省

平岡 秀夫（総務副大臣）、小笠原 倫明（総務審議官）、山川 鉄郎（総務審議官）

（官房）

吉良 裕臣（官房長）、谷脇 康彦（官房企画課長）

（情報通信国際戦略局）

利根川 一（情報通信国際戦略局長）、久保田 誠之（官房総括審議官）、

横田 俊之（情報通信国際戦略局次長）、岡崎 俊一（情報通信政策総合研究官）、

渡辺 克也（情報通信政策課長）、岡野 直樹（技術政策課長）、

布施田 英生（通信規格課長）、淵江 淳（国際政策課長）

（情報流通行政局）

田中 栄一（情報流通行政局長）、佐藤 文俊（政策統括官）、稲田 修一（官房審議官）、

阪本 泰男（官房審議官）、福岡 徹（郵政行政部長）、黒瀬 泰平（情報流通振興課長）、

吉田 博史（地上放送課長）、竹村 晃一（情報通信作品振興課長）

（総合通信基盤局）

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）

(2) 事務局

山田 真貴子（情報通信国際戦略局参事官）

4 議事

(1) 「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方（H21.8.26 諮問第16号）」について

○大歳会長：まず初めに、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」について審議いたします。本件につきましては、情報通信政策部会及び通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会におきまして精力的に調査、審議していただきまして、このたび答申（案）を取りまとめいただきました。

それでは、須藤部会長から答申（案）のご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○須藤部会長：それでは、ただいま会長からお話ありました、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方 答申（案）」についてご説明させていただきます。

資料26-1-1をごらんいただきたいと思います。まず、1ページ目をごらんいただきたいと思います。諮問の概要及び検討の経緯について簡単にご説明申し上げます。本件は、通信・放送の融合・連携環境下における情報通信の高度化によるメリットを広く国民に還元し、我が国の国際競争力を強化していく観点から、平成21年8月、諮問第16号「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」により諮問され、審議が開始されました。本答申（案）は、本年2月、通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する検討委員会からの報告を受けまして、本年2月からパブリックコメントの募集を行ってまいりました。その間に震災もありましたために、二度にわたってパブリックコメントの募集を実施いたしました。その意見募集の結果、震災の影響などを踏まえ、本答申（案）のポイントを簡単にご説明申し上げます。

まず、今回の答申（案）のポイントになりますけれども、今後に向けた提言の部分に関して、次の3つの点に絞ってご説明をさせていただきます。今回の提言は、第1、標準化に関する当面の重点分野、第2、重点分野に関する標準化活動に関する具体的な措置、第3、今回の提言の意義に関すること。以上でございます。

まず、17ページをごらんいただきたいと思います。重点分野ということで、ここはかなりフォーカスを当ててご説明いたしたいと思います。17ページ、今後に向けた提言の箱の中の「①標準化の重点分野について」をごらんいただきたいと思います。本答申（案）では、知的財産戦略本部、それから総務省のICTタスクフォースにおける議論を踏まえまして、スマートグリッド、それから次世代ブラウザなど5つの分野を重点分野といたしました。

18ページをごらんいただきたいと思いますが、次に、重点分野に関する具体的な措置についてご説明申し上げます。資料の18ページ、上の箱の中の「②今後の具体的な措置について」をごらんください。当面講ずるべき措置について、情報通信審議会における、標準化の検討体制の見直し、及び標準化活動に対する支援がございます。

まず、検討体制見直しについてご説明申し上げます。これまでの標準化の検討体制を見直すことの必要性について指摘させていただきました。情報通信審議会の検討体制の見直しに関しましては、既に本年の2月10日の総会において、本答申（案）を踏まえ、ITUへの対応を検討する場として、従来情報通信審議会、それから情報通信技術分科会に設置されておりましたITU-TとITU-Rという検討体制の見直しを行い、スリム化かつ効率的な体制に再編いたしました。また、今後我が国の標準化の検討は、ITUへの対応に加えて、総合的な標準化政策を検討する情報通信審議会と、本年1月に民主導のICT国際標準化推進会議が発足しておりまして、このように政策論の検討を行う場と、実際の標準化活動を行う場というのが官民双方で整備されております。検討体制は整っているという状況でございます。

次に、2、標準化活動支援ということについてご説明申し上げます。今回の特徴は、フォーラム／団体標準に関する官の役割として、民当事者間による情報収集、共有、それからフォーラム／団体への対応に関する意見交換等を行うための場の設定を促進としたこととございます。18ページの上の箱の中の「今後更に検討すべき事項について」というところをごらんいただきたいと思いますが、今回の答申（案）では5つの重点分野を提言いたしましたけれども、重点分野がこれにとどまらないということは言うまでもありません。また、こうした重点分野に対する国の支援のあり方についても、さらに検討を重ねる必要があると考えます。したがって、中長期的な研究開発戦略、そ

れから海外の研究開発動向などを踏まえた標準化の重点分野のあり方から、デジュール、フォーラム／団体標準それぞれの場における標準化活動への支援のあり方について、新たな諮問として、新たな体制のもと精力的なご議論の必要性について提言させていただいております。以上が、本年2月までに取りまとめられた答申（案）でございますが、続いて資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。我が国は、本年3月11日に東日本大震災という未曾有の災害に見舞われました。被災地域はもとより、我が国の経済社会全体が大きな痛手を被りました。情報通信政策部会では、東日本大震災後の我が国の社会経済の状況等を踏まえ、先ほど説明させていただきました、今後に向けた提言について、さらに次の2点について検討を行う必要があることを追記しております。

第1に、今後我が国のリソースの使途が長期にわたって制約される可能性がある中、政府がICT分野の標準化を推進することについて、今後の国民生活や企業活動にとってどのような意義があるのか、基本的な考え方を改めて明確化すること。さらに第2点として、我が国の限られたリソースを標準化政策に活用していくに当たっては、さきに申し上げました、国民が問題意識を共有した通信ネットワークインフラの限界や電力供給力不足への対応など、震災をきっかけにして顕在化した課題に対応可能な分野への優先的な資源配分が必要である。このようなことから、今般取りまとめられました分野についても、さらにどのような技術分野を重点的に取り組んでいくか、改めて考え方を整理すること。この2点について、今後引き続き標準化政策の検討を進めるに当たりまして、検討を加える必要がある旨を追加いたしました。以上でございます。どうぞ審議よろしくお願ひ申し上げます。

○大歳会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、あるいはご質問等いただければと思っております。いかがでしょうか。何もございませんでしょうか。この部分は過去にもいろいろな形で議論を続けてきていただいておりますし、最終答申ということで、ご意見がなければ、資料26-1-3のとおり答申するというのでいかがと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○大歳会長：それでは、本案をもって、答申することといたします。

（2）「情報通信分野における標準化政策の在り方（H23.2.10 諮問第18号）」について

○大歳会長：それでは、続きまして諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信政策部会及び情報通信分野における標準化政策検討委員会において精力的に調査、審議していただき、このたび中間答申（案）を取りまとめいただきました。それでは、こちらのほうも須藤部会長から中間答申（案）のご説明をお願いいたします。

○須藤部会長：諮問第18号「情報通信分野における標準化政策の在り方」に関する中間答申（案）についてご説明させていただきます。本中間答申（案）は、先ほど説明させていただきました16号と引き継いだ形で検討がなされているものでございます。

資料26-2-1をごらんください。その1ページ目を開いていただきたいと思います。初め

に、諮問の概要及び検討経緯について簡単にご説明申し上げます。本件は、通信・放送の融合・連携環境における標準化政策に関する在り方答申（案）の今後に向けた提言を踏まえ審議を開始したものでございます。それは、先ほど申し上げたとおりでございます。現在諸外国においても標準化に関するさまざまな施策が講じられておりまして、我が国といたしましても、消費者、利用者の利便性向上、それから産業の国際競争力強化等の実現に向けて、中長期的な研究開発戦略等を視野に入れつつ、戦略的に標準化政策を推進することが喫緊の課題となっております。こうした状況のもとで、ICT分野の技術環境の変化、それから標準策定の場の変化等、標準化活動を取り巻く環境変化に対応する観点から、情報通信分野における総合的な標準化政策のあり方について、総務大臣から諮問されたものでございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。まず、基本的な考え方についてご説明申し上げます。このたび報告させていただきます答申（案）につきましては、本年2月25日から検討に着手していただいております。しかしながら、本年3月、これも大震災の影響を受けることとなります。本年東日本大震災が発生し、我が国の経済社会に大きな変化がありました。現在我が国では、被災地の復旧、復興、それから電力供給不足への対応等が喫緊の課題となっております。先ほど説明させていただきました諮問第16号の答申（案）では、今後の標準化政策の検討を進めるに当たっては、震災後の我が国の経済社会の状況を踏まえ検討を行う必要がある旨、指摘させていただきました。そのため、諮問第18号では、震災後の我が国の現況を踏まえて、どのような基本的な考えに立って、ICT分野の標準化政策の検討を進めていくべきかという点について検討してまいりました。

基本的な考え方①、②にありますとおり、まず、①ですけれども、グローバルに見れば、震災の前後で情報通信分野の重要性に変化はなく、産学のプレーヤーがみずからの努力で技術開発や標準化に取り組むことが重要であり、その基本的な方針となる我が国としての標準化政策の策定、明確化が求められていること。②国の厳しい財政状況を考えれば、政府が予算等のリソースを使ってみずから行う活動や民への支援については、より厳しいアカウンタビリティ、説明責任が求められていくこと。以上2点を基本的な考え方として、①フォーラム標準、それからデジュール標準を含めた当面の標準化活動への対応、②中長期的な標準化政策のあり方について、現状の整理、国の具体的な役割、国が関与していくべき重点分野等を整理することにいたしました。

3ページをごらんいただきたいと思います。当面の標準化活動対応の現状について、まとめてございます。当面の標準化活動については、先ほど説明いたしました資料26-1-1「通信・放送の融合・連携環境における標準化政策の在り方」において、5分野などが提案されております。現段階では、この3ページの右下にございますように、各分野の検討体制を構成するプレーヤーが標準化活動を継続しており、当面の目標からすれば、進捗状況はさまざまでございますけれども、一定の進捗は見られるということは確認できると思います。ただし、現段階において、後で申しますように、国による支援は不要と判断できる分野はないと考えられます。一方、消費者への効果という点から、今後活動の重点を絞っていくべきではないかという指摘を受けた分野もありまして、当該分野の検討体制の中で、こうした指摘を踏まえた検討が必要になってきております。

資料の4ページをごらんいただきたいと思います。当面の標準化活動対応に関する今後の方向性でございます。①にございますとおり、基本的には、現在の枠組みの中で引き続き民主導で標準化が推進されることを期待しております。よって、②にございますとおり、国としては、産学官の関係者が標準化活動の戦略を共有するための場の設定への支援、それから関連会合の日本誘致

へ向けた環境整備といった後方支援を行う必要があると整理しております。ただし、③にございますとおり、我が国の社会経済の厳しい現状にかんがみ、国が今、申し上げましたような支援を行っていく場合には、震災後の国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮することが必要になってきております。このようなことから、④にありますようなスマートグリッド、それからデジタルサイネージ、次世代ブラウザについて重点的に進めていくことが必要であるとまとめさせていただきました。また、国の取り組みの妥当性につきましては、以前にもまして厳しいアカウンタビリティ、説明責任を果たしていく必要があることから、不断の検証を行い、必要に応じて標準化活動の方向性の適否等について提言を行っていく必要があると考えております。

5ページをごらんください。中長期的な標準化戦略の現状についてまとめてございます。ネットワークインフラの相互接続や高速化、大容量化、それから安心安全の実現を目指して、デジュール標準化機関を中心にいたしまして、これまでも活発な議論がございましたけれども、現在、このことに加えまして、同一のハードウェア上で異なるサービスを共存させることができるネットワークの実現、2番目として、膨大な数の機器が人の操作を経ずに自律的に相互に通信を行うM2M、マシン・ツー・マシンですけれども、そのM2M通信のネットワークの実現といったイノベーションにかかわる議論が活性化しております。本答申（案）では、議論の素材として、5ページの下にあります5つのテーマにつき検討してまいりましたけれども、今申し上げました新たなイノベーションを中心に、諸外国の企業等の中で標準の主導権をめぐる議論が非常に厳しい状況でございます。厳しい議論が展開されております。

6ページ目をごらんください。中長期的な標準化戦略、今後の方向性についてまとめさせていただいております。中長期的な視点から見た国の役割でございますが、まず、ネットワークインフラのイノベーションを維持、加速し、利用者の恒常的な利便性の向上と産業の発展を図ることは、国の責務であります。よって、各国政府等が主体であるデジュール標準化機関等において、みずから主体的に議論に参画するとともに、国内企業等が基本認識を共有し、そのもとに標準化活動を行う環境を整備するとともに、国が関与する場合には、効率的、効果的に標準化活動を実施すること、それから、関連するデジュール標準化機関等の検討の場における状況を注視し、我が国の企業をはじめとした標準化に取り組む関係者への情報提供、情報共有等における活動の支援を行うこと、以上が必要であるとまとめさせていただいております。ただし、当面の標準化活動と同様に、社会経済は厳しい現状でございます。このように、国がこのような支援を行っていく場合には、震災後の国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮することが必要であること、それから、具体的な分野といたしましては、素材として検討いたしましたテーマのうち、新世代ネットワーク、次世代ワイヤレスネットワークについて重点的に進めていくことが必要であると整理いたしました。また、国の取り組みに対する妥当性については、これも以前にもまして厳しい説明責任を果たしていくことが必要であるということから、不断の検証を行い、必要に応じて、国による施策の方向性等の修正に関して提言を行っていくことが必要であると考えます。したがって、評価が極めて重要な役割を演ずるということになります。以上でございます。審議、よろしくお願い申し上げます。

○大歳会長：ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関しまして、皆様からご意見、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。ございませんか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員：今回のこの議論に関与した者として、今の資料の6ページにあります、その冒頭部分の、ネットワークインフラという社会の基盤をなすもののイノベーションを維持、加速し、利用者の恒常的な利便性の向上と産業の発展を図ることは、国の責務とあるところ、これがやはり非常に重要なところなのではないかと、私、思います。中長期にどれぐらい国がしっかり関与するかが問われているともいえるでしょう。たとえば、インターネットの黎明期にアメリカがああ技術に将来性や、可能性を見いだして、非常に手厚いサポートをした。やはりそれを見習うべきではないかと、私は思っております。ただし、今の部会長のご説明にもありましたように、選び取ったからといって、それをずうっと無条件でやるのではなくて、しっかりチェックをしながら、必要な見直しを行うという視点が入りました。ですので、大胆に選び取って、まず推進してみる、サポートしてみるのが重要と考えます。この6ページに書いてあることを含めて、直近の課題も含めてですけれども、一つの方向性が出てきたのかなと、私は感じております。

○大歳会長：ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

○服部委員：国の支援のあり方の方向性がここで答申されていると思うんですけれども、震災の影響とか、そういうことを配慮することは当然だと思うんですけれども、基本的な考え方の②で、財政状況を考えれば、政府が予算等のリソースを使って行う云々について、厳しい説明責任が求められるというのは当然ですけれども、そういう状況の中でも支援していくということが国際競争力を高める上で、私は非常に重要だと思います。

具体的には、例えば人材の育成とか、あるいは標準化活動にかかわるいろいろな負担、そういうことを日本ももう少し積極的に行うということが……。たしか当初はそういうことを考えましようということだったと思うんですけれども。そういう意味では、先ほどの答申もそうなんですけれども、国の支援が、場を設定するということにとどまるというのは、やや後ろ向きだなという印象をとらざるを得ない。いろいろな状況はあるんですけれども、長期的に見たときに、例えばETSIですと、全体の予算の半額ぐらいを標準化活動の支援に回すという、そういう財政的な負担もあるということで、もう少し積極的な姿勢というものが望ましい。今後さらに検討するということであれば、ぜひその辺を含めて検討していただきたい。

今、世界は、ある意味で非常に厳しい競争の状況にあるということを考えれば、やはり企業だけでできる限界があると思うんですね。ですから、そういうことをもう少し前向きに取り組むというんですか、いろいろな状況の中でも、説明責任を行った上で、そういうことは当然支援していくという、もうちょっと踏み込んだ姿勢が望まれたと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大歳会長：ありがとうございました。須藤部会長、いかがでしょうか。

○須藤部会長・取りまとめにかなり注力していただいた徳田委員と鈴木委員に、後でまた補足をいただきたいと思いますが、おっしゃる点、ごもつとも存じます。人づくりというのは重要でございますので、限られた制約ではありますけれども、可能な限り積極的に関与すべきだろうと、国の支援が重要になるだろうと思います。その意味では後で、17号ですけれども、そこで今後の情報通信政策のあり方でまたちょっと触れさせていただきたいと思います。ただいま服部委員から提起された点については全く無視しているわけではなくて、非常に重視しているということを申し添えたいと思います。

○須藤部会長：徳田先生と鈴木委員からコメントいただければと思います。

○大歳会長 では、お願いできますか。

○徳田委員：先ほどの服部委員からのご指摘のように、もう少し積極的に踏み込んだ書き方ということも考えられると思うんですけれども、私たち2つのグループに分かれて、当面の標準化活動、これはこの会でも話題になりましたけれども、新しい官と民の役割分担ということで、当面の標準化活動に関しましては、4ページにございますように、基本的には民主導で標準化が推進される。ただ、民に全部任せるというわけではなくて、服部委員ご指摘のように、どういう形で民と産と官と学が連携しながらやっていくかということで、ここまで一応まとめさせていただいたということで、先ほどの16号と比べますと、さらに絞り込んでありまして、スマートグリッド、デジタルサイネージ、次世代ブラウザという形で重点的に進めていこうと。それから、消費者の視点ということもきちっと考慮して、国民、企業のニーズ、関心等に十分配慮しながら、かつ不断の検証を行っていくという形で、当面の標準化活動に関しては民のスタンスを前面に出していくんだけど、いろいろな形で支援できることを、不断の検証をしながらやろうと。ただ、一たんカチッと切って、そのまま進んではいけないということが一つのポイントかと思っております。

それから、先ほど中長期的なほうの標準化戦略に関しまして、鈴木委員からお話がありましたように、ネットワークインフラのイノベーションということが、我が国の国際競争力を維持していく非常に重要なテーマですので、このネットワークインフラというところで、これは委員によってはネーミングが微妙なんですけれども、新世代ネットワーク、それからいろいろ新しいアプリケーションが生まれてくる次世代のワイヤレスネットワーク、両方とも非常に大事なワイヤフルとワイヤレスの貴重なインフラですので、ここを重点的に国内のステークホルダーとともに標準化活動を活性化していくというふうな視点でまとめてありまして、服部委員がおっしゃるような人材育成まで踏み込んであればよろしいかもしれないんですけれども、今のところこういうふうに2つに整理させていただいております。以上です。

○大歳会長 ありがとうございます。鈴木委員、補足ございますか。

○鈴木委員：私からは、2点補足させていただきます。1つは、デジュールというものについては、引き続き国がしっかり主体としてやっていくんだということは示されておりますので、逆に民間あるいは各種団体、フォーラム等の規格について、民間の活力というものを生かしていくつつサポートするという点では、上手に整理されていると思います。それから人材育成については、私も服部委員の意見に大変共感いたしまして、私自身国際規格づくりに一定の経験がございますけれども、その経験を通じて、国際規格、国際標準というのは、単に技術だけではなくて、人と人とのつながりが極めて重要であると思っております。ですので、この総務省の中だけで閉じない問題なのかもしれませんが、人材育成あるいは関与する人材をどうやって、広い意味で育てていくかということは非常に重要な課題だと、私も思っております。

○大歳会長：ありがとうございました。ほかにもございますか。高橋委員、お願いします。

○高橋委員：私は2つのワーキンググループの委員でございましたので、少し補足発言させていただきたいと思います。実はこの16号の諮問の前の標準化の会議体にも所属していたのですが、これまでも我が国は非常な財政負担を負って支援をしてきたにもかかわらず、芽が出ていないといえますか、産業分野、あるいは国の活性化に結びつくような形になっていないという反省に基づいて、今回この16号及び18号の答申に向けた審議を行ったつもりでございます。

検証した結果、やはり戦略性が非常に不足していたのではないかということで、今回は国が多少なりとも協力する分野であれば、目標をきちんと設定して、それとの関係で進捗状況をチェックする。それも、中の人だけではなくて、私のような、その分野では素人ではございますが加えていただいた。ただ、JISCとかISOの国内の審議団体に所属していて感じますのは、情報通信の分野以外では消費者参加というのが非常に進んでいるんです。この分野は、今までそういう点で遅れてきたということで、今回はそういうところの消費者委員で経験のある方などがかなり入って審議をしたということでございます。進捗状況をチェックして、また今回の3.11の震災と、その後の経済状況の変化があれば、目標についても適宜適切に変更を行っていく。そういうプロセスを継続してオープンに行って、透明性を図って、前に進んでいこうじゃないかと、そういうコンセンサスのもとに審議されたと思っております。

ですので、人材の点等は、後ほどもう1つの議題のほうでご発表があると思いますけれども、中長期的な研究開発戦略のほうにも、標準化の人材育成の問題であるとか、国の関与の仕方も入っておりますので、ご疑問があれば、そちらのほうでやりとりをしたいと思っております。以上です。

○大歳会長：ありがとうございました。ほか、ございますでしょうか。広崎委員、どうぞ。

○広崎委員：先ほど服部委員からご指摘のあった点、私からも、産業界からもさらにお願ひしたいと思っております。つまり私も産業界も、標準化戦略、これが今後の事業展開に関して非常に重要だということで、みずから汗を流そうと決意しているんですが、それと連動して、タイアップした形で産官学の連携が強化されるということ望んでおりますので、場の設定の支援あるいは環境整備、これは大いに結構でございますが、それにもう一步踏み込んだ積極的な策を講じていただければありがたいと思っております。前半のほうで、さきの大震災からの教訓が多少入っておりますが、皆さんご案内のとおり、あの震災の中で通信接続状況が非常に悪い中で、インターネット、ツイッターでございますとか、こういったものが非常にうまくつながった。分散型ネットワークが非常にうまくつながった。それで、避難所の必要な情報が、そういったところを介して入ったでありますとか、あるいはITS Japanからも報告されてございますが、グーグルさんの情報をもとに、実際に走れた道路からプライベートな車からの情報を全部集めて、どの道路は今、走れる、走れないというプライベートなマップが作成されて、それが現地の物資の運搬に大変役に立ったといったようなお話もあります。何を申し上げたいかといいますと、やはり時代は今、大きく変わっていて、デジュールで基本構造をきっちり決めるところと、それから、エンドユーザーの利便性、多様なニーズを吸収すべきデファクト、この2つが車の両輪で働く。それによって、結果的に産業競争力が強化されるというふうに持っていかなければいけない。だとすれば、先ほどの高橋委員のご意見にもありましたけれども、国としてもっともっと戦略性を持った標準化対応をすべきですし、そういった観点から、もう一步踏み込んだ施策、これを望みたいと思っております。

○大歳会長 ありがとうございます。ほかございますでしょうか。お願いします。

○服部委員：もう1点追加させていただきたいんですけども、標準化やるということは、もう一つは知的財産といいますか、これと必ず連動して行うということが必要だと思うんですね。世界の国際戦略の中で、知的財産ということが最終的には非常に重要な部分です。今回のこの資料の中にも、残念ながら……。知的財産を確保しつつ標準化戦略を行うという、そういった文があればと、私、大変期待したんですけども。やはりそのことを考慮する。これは、ある意味では産業の基盤というんですか、そういうことをしっかり持ちながら行っていくということで、産業政策、その上で知的財産を確保しつつ標準化戦略を進めていく。国が全体を見ながらうまく主導していくというんですか、そういうことが今、求められていると思いますので、知的財産の点も十分配慮しながら標準化戦略を進めるということをぜひお願いしたいと思います。

○大歳会長：ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。幾つかご意見ちょうだいしましたけれども、特に対立した意見ということではなくて、補足でありますとか、あるいはさらに踏み込んでという観点が皆さんのご意見だったと思いますので。ほかにはございませんか。

○須藤部会長：一応お答えさせていただきます。政策部会として、ただいまの服部委員、それから広崎委員のご意見踏まえさせていただこうと思います。おっしゃった点、もう少し踏み込めというのが重要な論点だと思います。きょう報告させていただきましたのはあくまでも中間答申でございますので、ただいまいただいた論点を政策部会でも詰めるとともに、これまでも主体的に検討を精力的にやっただいております徳田委員長、それから鈴木委員長代理がいらっしゃいますので、この点を踏まえてまた検討を重ねていただきたいと要望いたします。

○大歳会長：ありがとうございます。それでは、最終答申に向けまして議論を深めていただくということで、本件につきましては、資料26-2-3とおおり中間答申することとしてはいかがかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○大歳会長 それでは、本案をもって中間答申することといたします。

以上